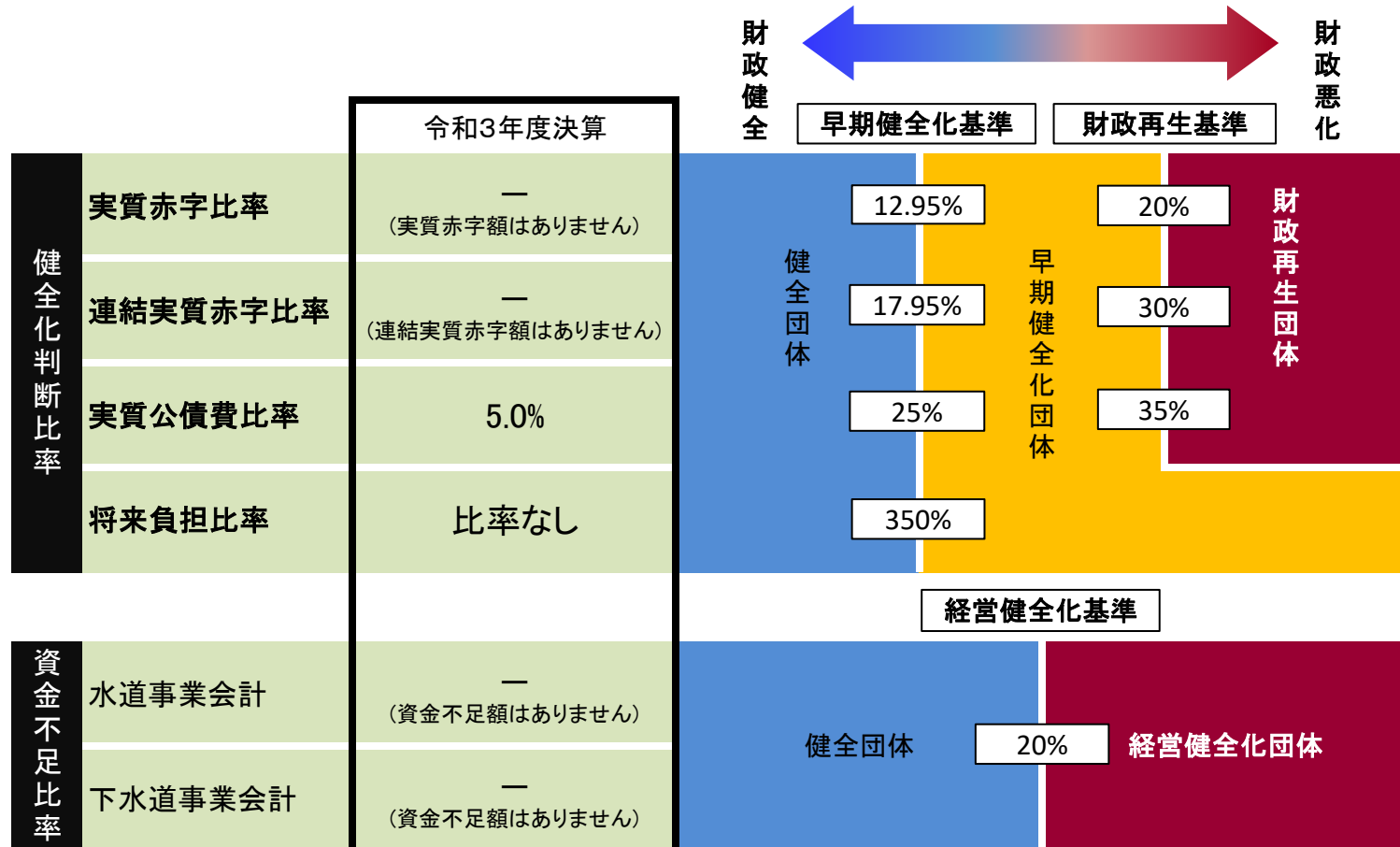


令和3年度決算に基づく美濃加茂市健全化判断比率等の公表

1. 美濃加茂市の算定結果

健全化判断比率等は引き続き良好な比率を堅持

健全な財政運営に努め、前年度に引き続き「早期健全化基準」及び「経営健全化基準」を下回る比率を維持しています。

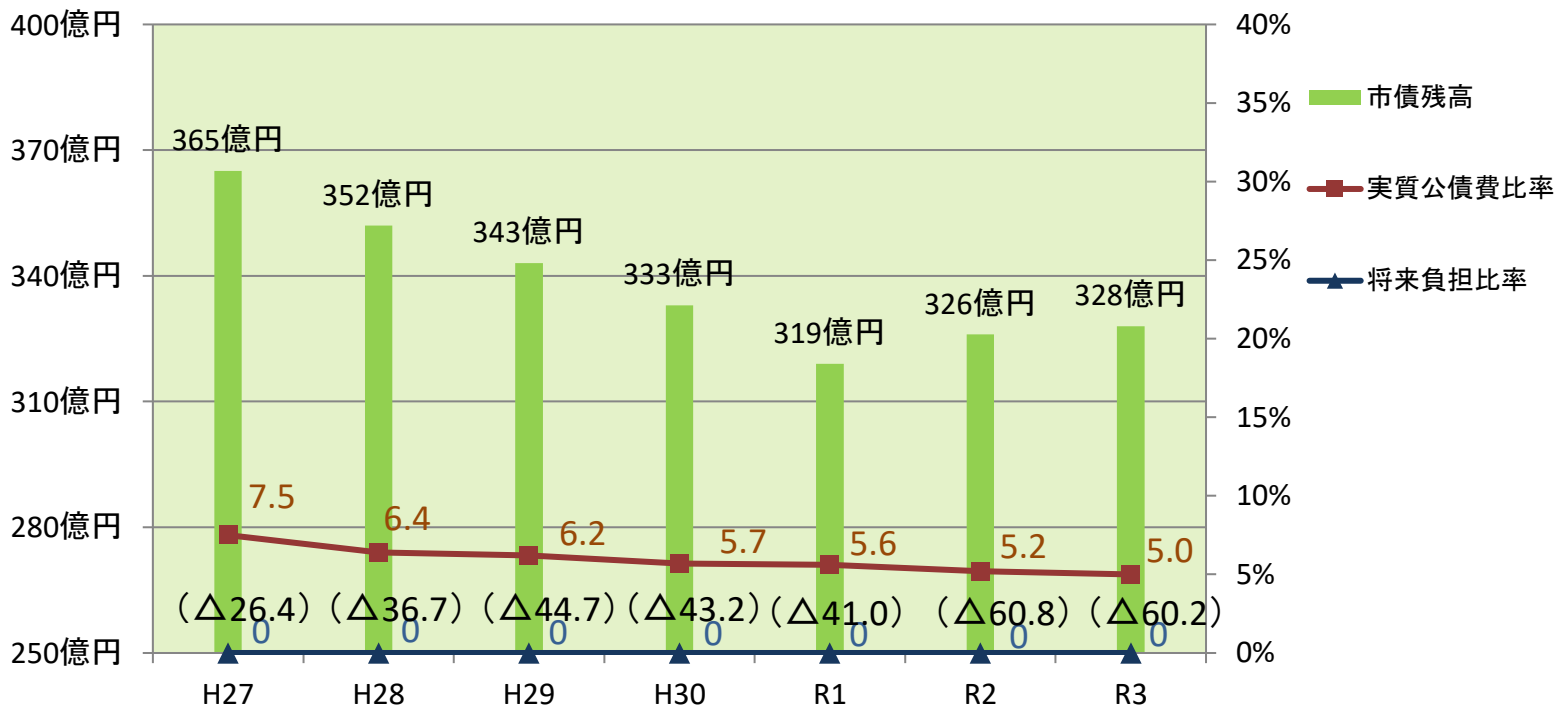


2. 実質公債費比率と将来負担比率の推移

実質公債費比率は横ばいで推移しています。

将来負担比率については、前年に比べて市債残高は増加しましたが、将来にわたって負担すべき負担金等を抑えることで引き続き「比率なし」となりました。

今後も、「将来にわたって健全財政を保ち続けるまち」を目指していきます。



※市債残高は、一般会計、水道事業会計、下水道事業会計の合計額です。

3. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

財政破綻を未然に防ぐため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」が平成19年6月に成立しました。従来の再建法制では、地方公共団体の普通会計において赤字額が基準を超えると財政再建団体となり、その基準に達するまでの注意喚起の段階がありませんでした。また、普通会計のみを対象としたため、特別会計や公営企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とはならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

財政健全化法は、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や公営企業会計も合わせた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

この法律では、地方公共団体の財政状況を判断するための「健全化判断比率」及び水道事業など地方公共団体が経営する公営企業について、経営状況を判断するための「資金不足比率」の公表が義務付けられています。

4. 「健全化判断比率」、「資金不足比率」とは

「健全化判断比率」とは、財政健全化法に基づく地方公共団体の財政の健全性を示す指標で、次の4指標があります。

指標のいずれかが早期健全化基準以上の場合には「財政健全化計画」を、財政再生基準以上の場合には「財政再生計画」を定めなければなりません。

① **実質赤字比率**

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

② **連結実質赤字比率**

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

③ **実質公債費比率**

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(公営企業会計の元利償還金に充てるための繰出金や一部事務組合の元利償還金に対する負担金など)の標準財政規模に対する比率

④ **将来負担比率**

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(市債や公営企業債負担見込額、一部事務組合の借入金負担見込額、職員に対する退職手当負担見込額など)の標準財政規模に対する比率

※標準財政規模

標準的に収入が見込まれる地方公共団体の経常一般財源のことで、地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表しています。

「資金不足比率」とは、財政健全化法に基づく公営企業の経営の健全性を示す指標で、公営企業ごと(美濃加茂市の場合、水道事業及び下水道事業)の資金不足額の事業規模に対する比率です。

指標が経営健全化基準以上の場合には「経営健全化計画」を定めなければなりません。

※事業規模

営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額